

平成30年 4月 1日

## 姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の社会参加を促進し、自立を援助するための旅客鉄道優待乗車助成事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(優待対象者)

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては、当該児童）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（同条第4項に規定する認定（以下「更新認定」という。）を受けていない者は除く。）

2 前項の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳に記録されている者であっても、身体障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項の規定により本市が援護を行っていない者については優待対象者とせず、本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市が援護を行っている者については優待対

象者とする。

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、第5条第1項の規定により助成を決定した者に、当該者が西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)又は山陽電気鉄道株式会社(以下「山陽電車」という。)が運営している鉄道事業に係る車両を利用した場合に、乗車料金の全部又は一部の支払に使用できる姫路市障害者旅客鉄道優待乗車カード(以下「乗車カード」という。)を交付することにより行うものとする。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、姫路市障害者交通機関優待助成(変更)申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(乗車カード等の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成の決定をした者(以下「受給者」という。)には乗車カードを交付し、助成をしない者には却下通知書により、その旨を通知する。この場合において、11月から3月までの間に受けた申請については、翌年度の4月に助成の可否を決定するものとする。

2 受給者に交付する乗車カードは、受給者となった月に応じて、次のとおりとする。

(1) 4月 10,000円(JR西日本のカード発行預り金500円を含む。)が入金された乗車カード(以下「10,000円の乗車カード」という。)

(2) 5月から10月まで 5,000円(JR西日本のカード発行預り金500円を含む。)が入金された乗車カード

3 市長は、乗車カードの交付を受けた者が年度の末日において優待対象者であるときは、翌年度の4月に乗車カードに10,000円を入金で

きるチャージ券（以下「チャージ券」という。）を交付するものとする。

第6条 姫路市障害者（児）に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱（平成30年4月1日制定）、姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定）、姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定）、姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（平成30年4月1日制定）又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱（平成14年9月2日制定）の規定による助成を受けている者（以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。）が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第4条の規定により行った申請に対する助成は、申請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。

2 前項の場合において、翌年度から助成を受けようとする者は、その助成を受けようとする年度の前年度の1月31日まで（同日以後に新たに優待対象者となった場合にあつては、助成を受けようとする年度の前年度の末日まで）に、第4条に定める申請を行わなければならない。

（助成の辞退）

第7条 受給者は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

2 市長は、受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による助成を受けている年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

(1) 年度末において乗車カードを受け取っていない場合 当該年度の末日

(2) 第9条第4項に規定する有効期間内にチャージ券を受け取っていない場合 当該有効期間の末日

(3) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優

待対象者に該当するときは、再度、第4条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。この場合において、当該申出をした年度中に、この要綱による助成の受給者又は他の交通助成の受給者であった者は、翌年度から助成を受けることができるものとする。

(他の交通助成の制限)

第8条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

(乗車カード等の使用方法)

第9条 乗車カードの方式は、ICカード方式とし、ICOCAカードを使用する。

2 乗車カードは、JR西日本又は山陽電車においてICOCAカードが利用できる自動改札機又は自動券売機に限り使用することができる。

3 チャージ券は、市長が指定する窓口において提示し、当該乗車カードに入金することにより使用する。

4 チャージ券の有効期間は、市長が受給者に対し発送した日から同日の属する会計年度の末日までとする。

5 受給者は、有効期間を経過したチャージ券を使用してはならない。

6 受給者は、チャージ券の有効期間が経過した場合は、当該チャージ券を市長に返還しなければならない。

(乗車カード等の再交付)

第10条 乗車カード及びチャージ券(以下「乗車カード等」という。)は、再交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が、乗車カードを紛失し、破損し、又は汚損したことにより、姫路市障害者交通機関優待助成再交付申請書を提出したときは、市長は、当該申請を受けた年度の翌年度に10,000円の乗車カードを再交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を受けた年度に当該各号に定める乗車カードを再交付することができる。

(1) 破損し、又は汚損した乗車カードにつきJR西日本により乗車カー

ド内部の電子データの修復ができた場合 当該電子データに基づく  
乗車カード

- (2) 当該年度に交付された未使用のチャージ券が市長に返還された場  
合 10,000円の乗車カード  
(乗車カード等の譲渡及び貸与の禁止)

第11条 受給者は、乗車カード等を他人に譲渡し、又は貸与してはなら  
ない。

(乗車カード等の不正使用の禁止)

第12条 受給者は、乗車カード等の使用に当たっては、次の各号に該当  
する行為をしてはならない。

- (1) 次条第1項の規定により助成の決定が取り消された後にチャージ  
券を使用すること。  
(2) チャージ券を偽造し、又は券面の表示事項を改変したチャージ券を  
使用すること。  
(3) その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、偽りその他不正な手段によって乗車カード等の交付を受け、  
又は乗車カード等を不正に使用した者に対し乗車カードを使用して乗  
車した区間の運賃に相当する額の支払を求めることができる。

3 乗車カード等は、この要綱に基づく交通利用以外のために使用しては  
ならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、受給者又はその家族に対し、乗  
車カード等の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問すること  
ができる。

(助成の決定の取消し)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成  
の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。  
(2) 優待対象者に該当しなくなったとき。ただし、第2条第1項第3号

に該当する優待対象者であって、精神障害者保健福祉手帳の有効期限の満了前に、当該手帳の更新認定に係る手続を行ったものは、その決定を受けるまでの間については、この限りではない。

- (3) 第7条第1項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第2項の規定により辞退の申出を行ったものとみなされたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により乗車カード等の交付を受けたとき。
- (5) 乗車カード等を不正に使用したとき。
- (6) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した未使用のチャージ券は失効するものとし、受給者又はその相続人等は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、及び当該チャージ券を返還しなければならない。

3 受給者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、更新認定に係る手続を行っていないことにより、第1項第2号に該当するものとして助成の決定を取り消された後に更新認定に係る手続を行い、当該取消しを受けた年度中に更新認定に係る決定を受けたときは、当該者の申出により、市長は、更新認定の決定を受けた日以後の日から、この要綱に定める助成を再開することができる。

(本人確認証明書の交付)

第14条 受給者又はその相続人等が、乗車カードの払戻等のため、本人確認証明書交付申請書を提出したときは、市長は、その内容を確認し、本人確認証明書を交付する。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要と認める場合には、受給者又はその相続人等に対し、本人確認証明書を交付することができる。

(施行の細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱(平成6年10月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定により交付された姫路市障害者旅客鉄道優待乗車カードは、第5条の規定により交付された乗車カードとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第6条の改正規定、第10条の改正規定及び第13条の改正規定は令和2年10月1日から、第6条の次に1条を加える改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱第6条の2の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。